

様式第9号(第8条関係)

岐阜市告示第170号

要措置区域の公示について

土壤汚染対策法第6条(~~第2項~~・第5項)の規定により、下記のとおり要措置区域を(指定・解除)した旨、告示します。

令和元年 6月14日

岐阜市長 柴橋 正直

記

1 (指定・解除)理由

土壤汚染対策法施行規則第31条の基準に適合する。

2 (指定・解除)区域

岐阜市黒野字二の丸328-8の一部、707-2の一部  
(別添のとおり)

3 当該要措置区域において指定基準に(~~適合しない~~・適合する)特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

4 ~~講ずべき指示措置~~・講じられた実施措置

土壤汚染の除去(基準不適合土壤の掘削による除去)



図1 要措置区域の位置図



図2 要措置区域図